

様

サービス利用契約書及び重要事項説明書

社会福祉法人 城山会

グループホーム城山

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

利用契約書

認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下、「介護サービス」という。）を利用するに当り、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

社会福祉法人城山会グループホーム城山（以下、「事業者」という。）は、要介護認定を受けた利用者（以下、「入居者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従い、認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対して、認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、家庭的な環境のもとで日常生活への支援を通じて安心と尊厳のある生活を営むことができるよう介護サービスを提供します。

第2条（契約期間と更新）

本契約の契約期間は契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に入居者が要介護状態区分の更新の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

- 2 契約期間満了の14日前までに、入居者又は入居者代理人から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（身元引受人）

事業者は入居者に対して身元引受人を定めることを請求できます。ただし、身元引受人を定めることができないやむを得ない理由がある場合はその限りではありません。

なお、入居者代理人は身元引受人を兼ねることができます。

- 2 身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する責務について連帯保証人となると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、入居者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

第4条（利用基準）

入居者が次の各号に適合する場合、介護サービスの利用ができます。

- ① 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと

- ③ 自傷他害の恐れがないこと
- ④ 常時医療機関においての治療をする必要がないこと
- ⑤ 本契約に定めることを承諾し、「重要事項説明書」に記載する事業者の運営方針に賛同できること

第5条（認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成、変更）

事業者は、入居者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、入居者及び入居者代理人と従業者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護計画」という。）を速やかに作成します。

- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 入居者は事業者に対し、書面によりいつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者の不利益となる場合は除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 事業者は、介護計画を作成し、また介護計画を変更した場合は、その介護計画を入居者に対し、内容を説明、同意を得た上で交付します。

第6条（サービスの内容及びその提供）

事業者は、入居者に対して、前条により作成される認知症対応型共同生活介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。

- ① 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容ごとに区分することなく、全体を包括して提供します。
 - ア．入浴、排泄、食事、着替え等の介護
 - イ．日常生活上の世話
 - ウ．日常生活の中での機能訓練
 - エ．相談、援助
- ② 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、「重要事項説明書」のとおり提供します。

- 2 事業者は入居者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、入居者がある状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。
- 3 事業者は、身体的拘束その他入居者の行動を制限しません。ただし、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を入居者本人に説明し、理由及び一連の経過を入居者代理人に報告します。
- 4 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、入居者の利用状況等を把握するようにします。

第7条（医療上の対応）

事業者は、入居者が病気又は負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、入居者の主治医又は事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援しま

す。

- 2 事業者は、入居者に健康上の急変があった場合は、適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
- 3 事業者は、サービス供給体制の確保及び夜間における緊急時の対応のために、協力医療機関と連携をとっています。

第8条（秘密保持等）

事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た入居者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

第9条（個人情報の保護）

前条の規定にかかわらず、事業者は、以下の場合に限り入居者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

- 一 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、入居者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- 二 上記（一）の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
- 三 現に介護サービスの提供を受けている場合で、入居者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合
- 四 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
- 五 事業所内の広報物、ホームページの写真等の掲載又は家族会での説明等の場合

- 2 入居者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

第10条（損害賠償）

事業者は、サービス提供に当たって故意又は過失により、入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、入居者に故意又は過失が認められ、かつ入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

- 2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - （1） 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - （2） 入居者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - （3） 入居者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - （4） 入居者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第 1 1 条（利用料及びその変更）

入居者は、サービスの対価として「重要事項説明書」の記載に従い、利用料を支払います。

- 2 利用料のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用料が適用されます。

その際には、事業者は利用者に事前に説明します。

- 3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。
- 4 事業者が、前項の利用料の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の 1 か月前までに文書により説明し、同意を得ます。

第 1 2 条（利用料の支払い）

サービスが介護保険の適用を受ける場合には、原則としてサービス費の厚生労働大臣の定める基準の割合（以下、「負担割合」という。）をお支払いいただきます。

- 2 保険料の滞納などにより、サービス費の負担割合の「利用料」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- 3 事業者は当月の利用料の請求に明細を付して、翌月末までに利用者に請求し、入居者は、次の方法により支払います。

- （1） 当事業所指定の金融機関への口座振替（ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、口座振込又は現金による支払いで対応する）
- （2） 当事業所指定の郵金融機関への口座振込
- （3） 現金による支払い

第 1 3 条（利用料の滞納）

入居者が正当な理由なく利用料を 3 か月以上滞納した場合には、事業者は文書により 1 0 日以上の期間を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 前項の催告をしたときは、事業者は「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「居宅サービス計画」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
- 3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第 1 項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

第 1 4 条（法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護サービスを提供した場合において、入居者又は入居者代理人から利用料の支払いを受けたときは、入居者が償還払いを受けることができるように、入居者又は入居者代理人に対してサービス提供証明書を交付します。サービス提供証明証には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第15条（入居者及び入居者代理人の権利）

入居者及び入居者代理人は、事業者に関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることもありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- ⑧ 暴力や虐待及び身体的・精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて従業者に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受けること。

第16条（入居者及び入居者代理人の義務）

入居者及び入居者代理人は、事業者に関して以下の義務を負います。

- ① 入居者の能力や健康状態について情報を正しく事業者を提供すること
- ② 他の入居者やその訪問者及び従業者の権利を不当に侵害しないこと
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者又はその協力医師の指示に従うこと

ただし、入居者が、介護や医療に関する事業者又はその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて入居者が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません

- ④ 事業者が提供する各種サービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について入居者及び入居者代理人は協力すること

第17条（造作・模様替え等の制限）

入居者及び入居者代理人は、居室に造作・模様替えをするときは、事業者に対してあらかじめ書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費は利用者及び利用者代理人の負担とします。

- 2 入居者及び入居者代理人は、事業者の承諾なく居室の鍵を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3 入居者及び入居者代理人は、居室以外の事業者内の造作・模様替え等をしてはなりません。

第18条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を終了します。ただし、終了事由が発生し、契約

が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は利用者がこれを負担します。

- ① 要介護の認定更新において、入居者が自立（非該当）もしくは要支援1と認定された場合
- ② 入居者が死亡した場合
- ③ 入居者又は利用者代理人が第18条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④ 事業者が第19条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤ 入居者が病気の治療等その他のため長期（1か月）に事業者を離れることが決まり、かつ、その転移先の受け入れが可能となったとき
ただし、入居者が長期に事業者を離れる場合でも、入居者又は入居者代理人と事業者の協議の上、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。
- ⑥ 入居者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき

第19条（入居者の解約権）

入居者は事業者に対して、契約満了希望日の30営業日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は入居者に対し、文書による確認を求めることができます。

ただし、入居者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合は、入居者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
- (2) 事業者が、入居者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

第20条（事業者の解約権）

事業者は、入居者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 入居者及び入居者代理人（以下、「入居者等」という。）が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 伝染病疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ入居者の退去の必要があるとき
- (3) 第13条による場合
- (4) 入居者等からの対応しがたい期待や要望がある場合
- (5) 入居者等が、著しい不信行為や感情的、威圧的な言動で従業員の心理状態に支障をきたす行為によりこの契約を継続することが困難となった場合
- (6) 入居者等が、他の利用者や従業員に対して、暴力行為、セクシャルハラスメント行為、その他の迷惑行為により、介護業務その他の業務の妨げになる行為を行った場合
- (7) 入居者等が、法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (8) 明らかに第4条に規定する自立した生活が不可能になった場合

第21条（契約終了時の援助）

契約を解除又は終了する場合には、事業者はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともにその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、入居者に対して必要な援助を行います。

第22条（退居時の援助及び費用負担）

契約の解除あるいは終了により利用者が事業者を退居するときは、事業者はあらかじめ退居先が決まっている場合を除き居宅介護支援事業者又はその他の保健医療機関もしくは福祉機関等と連絡して、入居者等に対して、円滑な退居のために必要な援助を行います。なお、利用者の退居までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者及び利用者代理人の負担とします。

第23条（苦情処理）

事業者は、利用者又はその家族からの事業者に関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

- 2 事業者は、入居者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3 入居者は、介護保険法令にしたがい、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

第24条（代理人）

入居者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

第25条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、入居者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第26条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第27条（協議事項）

この契約に関して問題が生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 事業者名

事業者の名称	社会福祉法人 城山会
法人所在地	鹿児島市長田町32番1号
代表者名	理事長 中村佐知子
電話番号	099-219-6030
開設年月日	平成9年12月1日

(2) 提供できるサービスの地域

事業所名 グループホーム城山

指定番号 4670104555

所在地 鹿児島市長田町32番1号

管理者の氏名 褒谷 晃

電話番号 099-219-7211

FAX番号 099-219-7210

サービスを提供する地域 鹿児島市

(3) 事業所の従業者体制

職 種	業務内容	員数	区 分				常勤換算 人数	指定基準	保有資格
			常勤		非常勤				
			専従	兼務	専従	兼務			
管理者	業務及び職 員の管理	1		1			0.5	1	介護支援専門員 介護福祉士
介護支援 専門員	介護計画の 作成	2		2			1	2	介護支援専門員 介護福祉士

ケアワーカー	利用者の介護	18	11		7		15.3	1日3名× 2ユニット	介護福祉士 ホームヘルパー2級
看護師									

令和2年7月1日現在

(4) 勤務体制

職 種	勤 務 態 勢	休暇
管 理 者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務	月 9 日
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務	月 9 日
ケアワーカー (介護職員)	早勤（８：００～１７：００） 1日あたり1名 日勤（８：３０～１７：３０） 1日あたり1～2名 遅出（１０：００～１９：００） 1日あたり1名 夜勤（１７：００～翌９：００） 1日あたり1名	月 9 日

(5) 入居定員 9名×2ユニット（合計18名）

(6) 設備の概要

①土地建物

敷 地		1 2 3 7. 7 m ²
建 物	構 造	木造2階建
	延べ床面積	5 8 0. 4 m ²

②居 室

居室の種類	数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	18室	13. 66 m ² ×18室	13. 66 m ²

③主な設備（1ユニット）

設備の種類	数		数
食堂(台所・居間含む)	1室	脱衣所	1室
浴 室	1室	洗濯室	1室
便 所	3室	スタッフルーム	1室

3. サービスの内容

種 類	内 容
食 事	・栄養並びに入居者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ・入居者の残存機能を考慮して自立支援のため、食事作りに加わっていただく機会を多く持ちます。 ・食事時間は制限いたしません、およその目安は以下の通り。 [食事時間] 朝食 7：00～ 昼食 12：00～ 夕食 17：00～

排 泄	・入居者の身体的機能及び精神的機能を把握し、ニーズに応じた適切な排泄介助を行うと共に、自立に向けた排泄援助を行います。
入 浴	・身体状況ならびに健康状態に応じて、一般浴、清拭を行ない身体の保清に努めます。
生活サービス	・日常生活上の援助（離床・着替え・整容・掃除・洗濯等）を、入居者の能力に応じて援助します。 ・入居者の心身等の回復を図る「生活リハビリ」を中心に機能訓練活動を行います。
緊急時の対応	・入居中に容体の変化等があった場合は、事前に聞き取りを実施した家族の希望を踏まえ、入居者本人の主治医の指示を受け対処をいたします。
相談及び援助	・当施設は、ご家族から入居者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 ・定期的（入居時やケアプラン見直し時期等）あるいは必要に応じて、入居者及びご家族と面談し、意向を全面的に介護サービスに反映することを努めます。 [相談窓口] 管理者 裊谷 晃
管理代行	・当施設での社会生活を円滑におこなっていただくために、入居の際場合に 応じ次のものを入居者及び家族に代わって保管させていただきます。 (1) 後期高齢者医療保険者証（国民健康保険被保険者証） (2) 介護保険者証 (3) 介護保険負担割合証 (4) 身体障害者手帳 (5) その他特に必要と思われるもの

4. 協力医療機関等

介護サービスの提供中に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに下記の主治医または協力医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるよう、予め指定する下記緊急連絡先に対し直ちに連絡します。

- | | |
|--|---|
| <p>■ 中村（哲）産婦人科・内科
鹿児島市樋之口3番7号
電話099-223-2236（代）</p> <p>■ 博悠会温泉病院
日置市東市来町湯田4648
電話099-274-2238（代）</p> <p>■ 博悠会指定居宅介護支援事業所
日置市東市来町湯田4648
電話099-274-1901（代）</p> | <p>■ 医療法人 市来歯科
鹿児島市山之口町5番6号
電話 099-226-6254</p> <p>■ 特別養護老人ホーム 城山苑
鹿児島市長田町32番1号
電話 099-219-6030（代）</p> <p>■ 老人保健施設ナーシングホーム城山の森
鹿児島市長田町223番地
電話099-219-1122（代）</p> |
|--|---|

5. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準による介護報酬の告示上の額とし、当該事業者が法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

□介護報酬告示額

(1) 《ご利用料金》（1ヶ月30日とした場合）（※負担割合；1割の場合）

内 訳	要 介 護 度	日 額	月額（30日換算）
介護 報酬額	要支援2の方	749 円	22,470 円
	要介護1の方	753 円	22,590 円
	要介護2の方	788 円	23,640 円
	要介護3の方	812 円	24,360 円
	要介護4の方	828 円	24,840 円
	要介護5の方	845 円	25,350 円

(2) 加算額等（※負担割合：1割の場合）

※初期加算 1日30円 30日換算（自己負担 900円）

入居した日から30日以内の期間について、入院・外泊を除き加算します。

※サービス提供体制強化加算 1日18円 30日換算（自己負担 月540円）

介護・看護職員の総数に占める常勤の割合が60%以上である時に加算いたします。

※認知症対応型科学的介護推進体制加算 1日40円 30日換算（自己負担 月1200円）

※若年性認知症利用受入加算 1日120円 30日換算（自己負担 3600円）

受け入れた若年性認知症利用者（65歳以下）に担当者を定めている時に加算いたします。

※介護職員等処遇改善加算（1） 介護報酬の18.6%を加算いたします。

(3) その他の費用

内 訳	日 額	月額（30日換算）
食材料費	1,150 円	34,500 円
住居費	1,000 円	30,000 円
水道光熱費	300 円	9,000 円

※食材料費は、1食単位でご負担いただきます。（朝食 250 円、 昼食 500 円、 夕食 400 円）

※入院・外泊時であっても、住居費及び光熱費はご負担いただきます。

※オムツ、特別な行事、飲食、クリーニング代、又は入退時の荷物搬送代等日常生活においてのご契約者に必要な費用は、実費負担となります。

※建物、備品などに損害を与えた場合、実費相当額をご負担いただきます。

※入居時、使い親しまれた寝具一式がある方は、家庭よりご準備いただいても結構です。

(4) 利用料の支払い方法

上記利用料の支払いは、毎月15日までに月単位で請求します。次のいずれかの方法により、毎月25日までにお支払いいただきますようお願い致します。

A 口座振替	毎月２５日（土日祝の場合、直近金融機関の営業日）、指定口座より自動引落されます。
B 銀行振込	肥後銀行 鹿児島支店 普通預金 口座番号１１４３８７９ 口座名義 社会福祉法人城山会 理事長中村佐知子
C 現金払い	毎月２５日までにお支払い願います。

（５）領収書の発行

事業者は、入居者からお支払いを受けたときは入居者に対し、領収書を発行します。

①サービス提供証明書の発行

事業者は、入居者から利用料の支払いを受け、証明書の発行を求められた際は、入居者に対し、提供した介護サービスの内容、利用単位、費用等を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。

②居室の明け渡し

契約が終了するときは、利用料を支払いの上、契約終了日までに居室を明け渡していただきます。
※契約終了日までに居室を明け渡さない場合、本来の契約終了日の翌日から現実に居室を明け渡された日までの期間に係る所定の利用料をお支払いいただきます。

６．サービス利用に当たっての留意事項

来訪・面会	来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。
外出・外泊	行き先と帰宅時間を記入した外出・外泊届により申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、むやみに他の入居者の居室等には立入らないようにして下さい。
宗教活動 政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

７．非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年２回入居者及び従業者等の訓練を行います。

非常時の対応	「グループホーム 城山 消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	「グループホーム 城山 消防計画」にのっとり年２回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、消防署の指導のもと、利用者も参加して実施します。

	設備名称	個数等		設備名称	個数等	
		1 F	2 F		1 F	2 F
防災設備	消火器	2	2	誘導灯	5	4
	感知器 (煙・熱・作動式・ 定温式)	2 1	3 1	非常灯	7	7
				火災通報装置	1 親機	1 子機
	※カーテン等は、防災仕様のものを使用しています。					
消防計画	消防署への届出日 : 平成29年 2月 1日 防火管理者 : 山野博貴					

8. 緊急時の対応

サービス提供時に入居者の病状が急変した場合、その他必要な場合、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業者は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。事業者及び以下従業者は、サービス提供をする上で知り得た入居者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者は、従業者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

11. 入居者の尊厳

入居者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12. 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 苦情相談窓口

事業者のご利用に当たっての苦情ご不満等につきましては、下記までご連絡ください。

ご利用相談窓口	担当 : 介護支援専門員 杉野美幸・中村百合子 解決責任者: 管理者 袈谷 晃 受付日時 : 随時 8:30～17:30 連絡先 : TEL 099-219-7211 鹿児島市介護保険課給付係 8:30～17:15 TEL 099-216-1280 鹿児島県国民健康保険団体連合会 9:00～17:00 TEL 099-213-5122 福祉サービス運営適正化委員会 9:00～16:00 TEL 099-286-2200
---------	--

14. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められた場合には、入居者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

介護サービスの開始にあたり、入居者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者	所在地	鹿児島市長田町32番1号
	事業所名	グループホーム城山
	指定番号	4670104555
	管理者名	袈谷 晃 印
	電話番号	099-219-7211
	FAX	099-219-7210
	説明者	所属 _____
		氏名 _____ 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護サービスについて重要事項に関する説明を受け契約の内容に同意し、契約書の交付を受けました。

入居者

住所 _____

氏名 _____ 印

入居者代理人

住所 _____

氏名 _____ 印（続柄 _____）

家族代表

住所 _____

氏名 _____ 印（続柄 _____）